

国土入企第27号
平成23年12月9日

社団法人全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



地域維持型建設共同企業体の取扱いについて

中央建設業審議会において、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）が平成23年11月11日に改正され、新たに地域維持型建設共同企業体の運用準則が定められことを受け、今般、別添のとおり地域維持型建設共同企業体の取扱いについて定め、各省各庁主管担当課長、各都道府県主管担当部局長及び各政令指定都市主管担当部局長あて通知しましたので、お知らせします。

貴団体におかれましては、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知いただきますようよろしくお願いします。

国土入企第26号
平成23年12月9日

各省各庁主管担当課長 殿
各都道府県主管担当部局長 殿
各政令指定都市主管担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

地域維持型建設共同企業体の取扱いについて

地域維持型建設共同企業体については、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定、平成23年8月9日一部変更）」において地域の実情を踏まえつつ、活用するものとされているところですが、中央建設業審議会において、「共同企業体の在り方について」（昭和62年中建審発第12号）が平成23年11月11日に改正され、新たに地域維持型建設共同企業体の運用準則が定められたことを受け、地域維持型建設共同企業体の取扱いについて下記のとおり定めましたので、地域維持型建設共同企業体の運用にあたって参考とするようお願いいたします。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の取扱いについては従前のとおりであり、貴管下の機関におかれましては引き続き共同企業体運用準則の趣旨をご理解の上、適正な運用を行うようお願いします。

独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれては、必要に応じて所管法人に対し、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

記

第1 趣旨

建設投資の大幅な減少等に伴い、地域の建設企業の減少、小規模化が進み、社会資本等の維持管理や除雪など地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない状況にある。この通知は、このような地域において、地域の複数の建設企業の共同を促すことにより、施工の効率化と必要な施工体制の安定的な確保を図り、地域の維持管理が持続的に行われるよう、地域維持事業の実施を目的に、地域精通度の高い建設企業で構成される地域維持型建設共同企業体（以下「地域JV」という。）の導入の円滑な促進を図ることを目的とする。

第2 対象工事等

（１）地域JVが競争に参加することができるとする工事は、（２）に掲げる工事であって、かつ、地域における担い手確保が将来的に困難となるおそれがあるため地域JVを競争に参加させる必要があると認められるものとする。したがって、現時点においては、単体企業や経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）が参加できる場合であっても担い手育成の観点から地域JVを競争に参加させることができるものとする。

また、地域JV以外の単体企業や経常JVの参加が見込まれない状況においては、地域JVのみで競争を行うことも差し支えない。いずれにしても、地域の実情や、施工可能者の数に応じて、発注者が適切に判断すること。

（２）（１）に規定する地域JVの対象となり得る工事は、社会資本の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対応、除雪、修繕、パトロールなど地域事情に精通した建設企業が当該地域において持続的に実施する必要がある工事とし、維持管理に該当しない新設・改築等の工事を含まないものとする。

なお、ここでいう「工事」には、単体で発注した場合は役務となるもの（除雪、パトロール等）であっても、工事と一体として発注した場合には、全体として工事の請負契約になるものを含んでいる。

（３）（２）に規定する地域JVの対象となり得る工事は、例えば、次に掲げるものである。

① 道路に係る維持管理

舗装修繕、路面清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡回、施設点検、応急処置その他道路維持・道路修繕に係る工事等

② 河川に係る維持管理

舗装修繕、清掃、除草・樹木伐採、植栽・芝生養生、巡視、施設の点検・操作、応急処置その他河川維持・河川修繕に係る工事等

③ 除雪

除雪、運搬排雪、凍結防止、巡回・状況調査等

④ 災害応急対応

情報連絡体制の構築、協力体制の編成、資機材保有状況の把握、発災時の被害情報収集、危険箇所の表示、障害物の除去その他緊急性の高い応急復旧工事等

（４）地域ＪＶ等が効率化を図りながら安定的に工事の施工が行えるよう、地域や工事の実情に応じ、契約期間を複数年とする、又は一定の区域内における複数の工事若しくは複数の工種を組み合わせるなど、従来よりも包括的に一件の発注案件とする方式の活用に努めるものとする。

第３ 地域ＪＶの内容

（１）構成員の数

地域ＪＶの構成員の数は、地域や対象工事の実情に応じて発注者が定めるものとするが、共同企業体として円滑な共同施工が確保される規模にとどめること。このため、発注工事の規模や性質にもよるが、構成員数の上限は、当面、１０社程度とするものとする。

（２）組合せ

構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別に係る建設業許可を有した企業（以下「有資格企業」という。）の組合せとするものとし、土木工事業（土木工事業で受注可能な工事に限る。）又は建築工事業（建築工事業で受注可能な工事に限る。）の有資格企業を必ず少なくとも１社含む組合せとする。なお、土木工事業又は建築工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業又は建築工事業の有資格企業を必ず少なくとも１社含むとの規定は適用しないものとする。

なお、個人や経常ＪＶの構成員である一の企業が地域ＪＶの構成員となることも可能であり、また、意思決定の仕組みが重複的とならず、円滑な施工が行われることが想定される協業組合、企業組合については構成員として認めても良いが、事業協同組合については共同企業体としての意思決定が重複的となるおそれがあることから、構成員としては認められない旨留意すること。

（３）構成員の資格要件等

構成員の資格要件等については、共同企業体運用準則に記載したとおりであるが、地域の地形・地質等に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できることの判断要件としては、例えば、本店の所在地、防災協定の締結の有無、地元発注工事の受注実績などから適切に判断すること。また、具体的な技術者の配置については、「第５ 監理技術者の制度運用について」を参照すること。

（４）出資比率要件

甲型の地域ＪＶ（建設共同企業体協定書（甲））を使用する地域ＪＶをいう。以下同じ。）の出資比率の最低限度基準については、原則として全ての構成員が、均等割の１０分の６以上の出資比率であるものとするが、事業実施量等も勘案し、柔軟に設定することができるものとする。ただし、地域ＪＶの構成員が工事の施工に関して連帯責任を負うことに鑑み、出資を行わない者を構成員とすることは認めないものとする。

なお、同様の理由から、乙型の地域ＪＶ（建設共同企業体協定書（乙））を使用する地域ＪＶをいう。以下同じ。）について分担工事額がない者を構成員とすることも認められないものとする。

（５）代表者要件

代表者要件については、共同企業体運用準則に記載したとおりとする。

第４ 登録

（１）登録できる数

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる地域ＪＶの数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。ただし、例えば発注者の定める工事の種別が異なる地域ＪＶが必要となる場合は、発注者の判断において、一以上の地域ＪＶを結成・登録させてよいものとする。

（２）一の企業としての登録等

地域ＪＶについては、一の企業と地域ＪＶとの同時登録並びに経常ＪＶ及び特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）と地域ＪＶとの同時結成及び登録は可能であるものとする。

（３）登録時期

登録時期は単体企業の場合に準ずるものとするが、地域ＪＶの登録については、工事の公告後に結成される場合もあり得ることを踏まえ、定時の登録に加え、必要に応じ随時の登録も活用することとし、工事の公告に当たっては登録手続に必要な期間を十分に確保する、又は、工事内容について事前に概要を公表しておくことが望ましい。

第５ 監理技術者等の制度運用について

地域ＪＶの主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）の制度運用については、「監理技術者制度運用マニュアル」（平成１６年３月１日国総建第３１５号）の規定にかかわらず、本通知に定めるとおりとする。なお、本通知に定めのないものについては、「監理技術者制度運用マニュアル」のとおりとする。

（１）甲型の地域ＪＶの場合

- ・下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）未満又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置すること。設置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とすべきである。なお、請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

- ・下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合は、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者（その他の構成員は主任技術者）を設置しなければならない。また、請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。

- ・ただし、請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上であっても、土木工事業又は建築工事業の許可を有した上位等級の構成員（代表者でなくても可）が監理技術者等を専任させる場合は、その他の構成員が設置する監理技術者等は専任を求めない。

（２）乙型の地域ＪＶの場合

- ・分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置すること。設置される主任技術者は原則として国家資格を有する者とすべきである。なお、分担工事に係る請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。

- ・分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者は専任でなければならない。

（３）監理技術者等の専任期間

- ・発注者から直接建設工事を請け負った建設企業が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても、例えば工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は、甲型、乙型共に要しない。ただし、発注者と建設企業の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（例）

包括発注された地域維持事業の工期中で、単体で発注した場合に役務となる行為（巡回、除草、除雪等）のみを行う期間。

第6 資格審査について

地域JVの資格審査は、次によるものとする。

(1) 的確性の審査

地域JV構成員の全員について、不誠実な行為の有無及び経営状態に関する的確性の審査を行うものとする。

(2) 客観的事項の審査

地域JVの経営に関する客観的事項の審査は、建設業法第27条の23第3項に基づく平成20年国土交通省告示第85号及び平成22年国土交通省告示第1175号(平成20年1月31日。平成22年10月15日改正。)及び「経営事項審査の事務取扱いについて(通知)」(平成20年1月31日国土交通省国総建第269号及び平成22年10月15日国土交通省国総建第162号。)に準じて行うものとし、各審査項目については次のとおり取り扱うものとする。

(イ) 経営規模の審査は、各構成員の種類別年間平均完成工事高、自己資本の額及び平均利益額のそれぞれの和を用いて行うものとする。

(ロ) 経営状況の審査は、各構成員について算定される経営状況の評点の平均値によるものとする。

(ハ) 技術力の審査は、許可を受けた建設業の種類別の技術職員の数及び許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高のそれぞれの和を用いて行うものとする。

(ニ) その他の審査項目(社会性等)の審査は、各構成員について算定されるその他の審査項目(社会性等)の評点の平均値によるものとする。

(3) 主観的事項の審査

地域JVの工事施工能力に関する主観的事項の審査方法は、発注者において定めるものとする。

(4) 添付書類の簡素化

地域JVの各構成員が、同一発注者に対して資格審査申請書を提出している場合は、共同企業体資格審査に必要な各構成員の添付書類を簡素化するよう配慮すること。

第7 建設業法上の取扱いについて

(1) 地域JVの構成員が有する建設業法上の許可業種が異なる場合、許可業種と施工しようとする工事の対応は、次のとおりとする。

イ 甲型の地域JVの場合

次のすべての要件を満たすものであること。

i 地域JVにより施工しようとする建設工事の種類の全部が構成員のいずれかの許可業種に対応していること。

- ii 各構成員についてそれぞれの許可業種の全部又は一部がその工事の種類の一部に対応していること。
 - ロ 乙型の地域 J V の場合
地域 J V が定めた分担工事の種類と、当該構成員の許可業種が対応していること。
- (2) 地域 J V による工事の施工において建設業法施行令第 2 条に定める金額以上となる下請契約は、次の要件を満たす場合に締結できるものとする。
- イ 甲型の地域 J V において下請契約を締結する場合
甲型の地域 J V の下請契約は、構成員全体の責任において締結するものであること、構成員のうち 1 社以上（できる限り当該共同企業体の代表者が含まれていること。）が建設業法第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。
 - ロ 乙型の地域 J V において下請契約を締結する場合
乙型の地域 J V の下請契約は、構成員各自が締結するものであること、当該構成員が建設業法第 15 条の規定に基づく特定建設業の許可を受けたものであること。

第 8 施工の監督について

共同企業体は、その協定の定めるところにより共同で施工することを約しているものであること、共同企業体による施工の監督に当たっては、通常の監督業務に加えて、構成員全員による共同施工を確保するため、共同企業体の運営委員会の委員名及び工事事務所の組織、人員配置等を記載した従前からある共同企業体編成表や施工体系図、施工体制台帳等（以下「編成表等」という。）を適宜使用し提出させる等により行うことが適当である。

この編成表等は、特記仕様書又は現場説明書等により求めることが望ましい。

第 9 地域 J V による実績の個別企業への反映について

- (1) 地域 J V により施工した工事については、次により算出した額を各構成員の完成工事高として取り扱うものとする。
 - イ 甲型の地域 J V の場合
請負代金額に各構成員の出資の割合を乗じた額
 - ロ 乙型の地域 J V の場合
運営委員会で定めた各構成員の分担工事額
- (2) 地域 J V により施工した工事について工事の評価を行う場合において、それを工事全体につき評価するときは、その評価の個別企業での取り扱いについては、発注者において定めるものとする。

第10 構成員、代表者、出資比率等の変更について

- (1) 構成員の脱退の取扱いについては、以下のとおりとする。
 - イ 甲型の地域JVについては、他の構成員全員及び発注者の承認がなければ、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
 - ロ 乙型の地域JVについては、構成員は、当企業体が建設工事を完成する日まで脱退することができないものとする。
 - ハ 構成員が工事途中で破産又は解散等した場合には、当然に共同企業体から脱退することとなるものとする。
- (2) 構成員の除名については、工事の途中において、一部の構成員に重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由が生じた場合に限り、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができる。この場合、当該共同企業体は、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- (3) 工事の途中において、一部の構成員が脱退した場合（除名した場合を含む。）、残存構成員のみでは適正な施工の確保が困難なときは、原則として契約を解除するものとし、新たな構成員の加入については入札契約の透明性・公平性等の観点から、真にやむを得ない場合を除いては認めないものとする。なお、脱退、除名した構成員については再加入できないものとする。
- (4) 建設共同企業体協定書（甲）第8条に基づく協定書中「ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。」旨の規定は、甲型共同企業体の場合、工事内容の変更があったつど当初に定めた出資の割合を当然には変更するものではないという趣旨であるが、当該工事内容の規模又は性質の変更その他特段の事情に基づき各構成員の出資の割合を変更する合理的な必要性がある場合には、他の構成員全員及び発注者の承認により出資の割合を変更しても良い。出資の割合の変更に当たっては、請負契約の内容の変更に当たることから発注者に対して遅滞なく書面をもってその旨を通知し承諾を得ることとする。

なお、乙型の地域JVにおける分担工事の変更についても、上記の出資比率の変更に準じて、出資比率を分担施工額と読み替え取り扱うものとする。
- (5) 代表者が脱退若しくは除名の場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合において、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発

注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

第 1 1 その他通達の適用について

「共同企業体の構成員の一部について会社更生法に基づき会社更生手続開始の申立てがなされた場合等の取扱について」（平成 10 年 12 月 24 日建設省経振発第 74 号）の適用については、経常 J V と同様とする。

また、「共同企業体運営指針」（平成元年 5 月 16 日建設省経振発第 52、53、54 号。以下「指針」という。）及び「共同企業体運営モデル規則」（平成 4 年 3 月 27 日建設省経振発第 33、34、35 号）については、地域 J V についても適用されるものとし、甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常 J V のものを準用することし、別添のとおりとした。

指針の適用に当たっては、地域 J V の構成員数が原則 10 社を上限としていることを鑑み、特に、指針（4）規則等による円滑な運営の確保中、瑕疵担保責任等に係る覚書等について、その公正性の確保に留意するとともに、各構成員の責任が明確になっているかどうか確認すること。

地域維持型建設共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事（以下「地域維持工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しやくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持工事の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持工事の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によつて取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持工事完成の都度当該地域維持工事について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち地域維持工事の工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して地域維持工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行なうものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行なわない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、地域維持工事の工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産又は解散した場合には、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

地域維持型建設共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。ただし、当該工事について発注者と契約内容の変更増減があつても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- | | | | |
|---|-------|----------|-----|
| 1 | 工事の名称 | 〇〇〇〇〇〇工事 | |
| 2 | 出資の割合 | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | | 〇〇建設株式会社 | 〇〇% |

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇地域維持型建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

地域維持型建設共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事（以下「地域維持工事」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型建設共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、平成〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は1年とする。ただし、1年を経過しても当企業体に係る地域維持工事の請負契約の履行後〇箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意をえて、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第 8 条 各構成員の工事の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担工事の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、地域維持工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第 12 条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 地域維持工事施工中に発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免かれるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退)

第 16 条 構成員は、当企業体が地域維持工事を完成する日までは脱退することができない。

(工事途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが地域維持工事の工事途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該工事につきかしがあつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

〇〇建設株式会社

代表取締役〇 〇 〇 〇 (印)

経常建設共同企業体協定書第 8 条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記工事については、〇〇地域維持型建設共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する工事の工事額を次のとおり定める。

ただし、分担工事の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があつたものとする。

記

- 1 工事名称 〇〇〇〇〇〇〇工事
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）
 〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円
 〇〇工事〇〇建設株式会社〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、工事の分担について、上記のとおり定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇地域維持型建設共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 (印)
 〇〇建設株式会社代表取締役〇〇〇〇 (印)